

青森公立大学同窓会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、青森公立大学同窓会と称し、事務局を青森公立大学後援会内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 親睦会の開催
- (3) 会誌の発行その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 青森公立大学の卒業生
- (2) 準会員 青森公立大学の在校生
- (3) 名誉会員 青森公立大学の教員及び旧教員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- 副会長 2名
- 理事 若干名
- 監事 若干名
- 総務会計 若干名
- (2) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条 役員は総会において正会員のなかから選出する。ただし、総務会計の1名は会長が青森公立大学事務局職員から委嘱する。

(任務)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- (3) 理事は、会務を行う。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 総務会計は、本会の会計及び庶務を行う。

(会議)

第8条 会議は、総会及び理事会とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 役員を選任

(2) 予算及び決算

(3) その他の重要事項

3 理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(会計)

第9条 本会の経費は、入会金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 入会金は2,000円とし、卒業時に後援会からの繰入金をもってこれに充てる。

第10条 本会の会計年度は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成9年2月11日から施行する。

(経過措置等)

2 第6条に定める役員を選出は、平成8年度に限り、卒業予定者を正会員とみなし、信任投票により行う。

3 第10条に定める会計年度は、平成8年度に限り、本規約の施行日から始まる。

(施行期日)

1 この規約は、平成25年10月12日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成26年10月11日から施行する。